

新居浜市事業者向け太陽光発電設備導入補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の事業所から排出される温室効果ガス排出量を削減するため、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和6年3月1日環地域事発第2403011号。以下「国交付要綱」という。）第29条第1項に規定する間接補助金を活用し、中小企業者等又はPPA事業者若しくはリース事業者が市内の事業所に太陽光発電設備を導入する事業に対し、予算の範囲内で新居浜市事業者向け太陽光発電設備導入補助事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、国交付要綱及び新居浜市補助金等交付規則（平成9年規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する太陽電池モジュール及びその附属設備をいう。
- (2) 事業所 事務所、工場、店舗等の事業場をいう。
- (3) 中小企業者等 次のアからクまでのいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号から第9号に規定する団体

ウ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

エ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人

オ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

カ 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体（マンション管理組合等）

キ 税務署に開業届を提出し、法人を設立せず事業を営む個人事業主

ク その他、市長が特に必要と認める者

(4) P P A 事業者 P P A (エネルギーサービスプロバイダ等が設置した太陽光発電設備で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約形態をいう。)により、事業所に電気を供給する事業者をいう。

(5) リース事業者 リース (利用者が希望する設備を事業者が代わりに購入して当該利用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、利用者からは購入代金(元本)に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。)により、事業所に太陽光発電設備を設置する事業者をいう。

(補助対象設備及び交付要件)

第3条 補助金の交付対象とする設備(以下「補助対象設備」という。)及び交付要件は、別表第1のとおりとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の第1号又は第2号のいずれかに該当する者であって、第3号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 第9条に規定する実績報告時に市内に事業所を有する中小企業者等であって、自らが事業を営む市内の事業所に補助対象設備を設置する者。ただし、次のアからカまでのいずれかに該当する者は、交付対象外とする。

ア 国又は法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に規定する公共法人

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又はこの営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者

ウ 政治団体

エ 宗教上の組織若しくは団体

オ 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和52年法律第74号)第2条第2項第1号に規定する大企業者

カ その他市長が適当でないとする者

(2) 前号の要件を満たす中小企業者等が事業を営む市内の事業所に、補助対象設備を設置する P P A 事業者又はリース事業者

(3) 市長が指定した日以降に補助対象設備の設置(以下「補助事業」という。)に着

手し、当該年度の2月末日までに、第9条に規定する実績報告書を提出できること。

2 前項の規定にかかわらず、中小企業者等、P P A事業者又はリース事業者が次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とししないものとする。

(1) 市税を滞納している者

(2) 暴力団等の反社会的勢力である又は暴力団等の反社会的勢力と関係を有している
と認められる者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの出力の合計値のいずれか低い値(k W表示の小数点未満は切り捨て)に1 k Wあたり5万円を乗じた額とする。ただし、1 0 0 k Wに相当する額を限度とする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、新居浜市事業者向け太陽光発電設備導入補助事業補助金交付申請書(第1号様式)に、市長が必要と認める書類等を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、新居浜市事業者向け太陽光発電設備導入補助事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、また、適当でないと認めたときは、新居浜市事業者向け太陽光発電設備導入補助事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の着手)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の規定による通知を受けた後でなければ、補助事業に着手してはならない。なお、契約の締結は着手したものとみなすものとする。

(事業の変更等)

第8条 補助事業者は、補助事業を変更又は中止しようとするときは、新居浜市事業者向け太陽光発電設備導入補助事業補助金変更(中止)承認申請書(第4号様式)に、市長が必要と認める書類等を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査し、新居浜市事業者向け太陽光発電設備導入補助事業補助金変更（中止）承認（不承認）通知書（第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。
- 3 補助事業者は、やむをえない事情により、補助事業が補助事業に着手した年度の2月末日までに完了し難く、補助事業を翌年度に繰り越す必要があるときは、新居浜市事業者向け太陽光発電設備導入補助事業補助金繰越承認申請書（第5号様式の2）に、市長が必要と認める書類等を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査し、新居浜市事業者向け太陽光発電設備導入補助事業補助金繰越承認（不承認）通知書（第5号様式の3）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業完了の日から起算して30日を経過する日又は補助事業の完了年度の2月末日のいずれか早い日までに、新居浜市事業者向け太陽光発電設備導入補助事業補助金実績報告書（第6号様式）に、市長が必要と認める必要書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、新居浜市事業者向け太陽光発電設備導入補助事業補助金確定通知書（第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 補助事業者は、前条の規定による確定通知を受けたときは、新居浜市事業者向け太陽光発電設備導入補助事業補助金交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による交付請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（財産の管理及び処分制限）

第12条 補助事業者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）を、補助金交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、廃棄（以下「処分」という。）してはならない。ただし、取得財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を超過した場合は、この限りではない。
- 3 前項に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。
- 4 補助事業者は、前項の期間に取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ新居浜市事業者向け太陽光発電設備導入補助事業補助金設備等処分承認申請書（第9号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査し、新居浜市事業者向け太陽光発電設備導入補助事業補助金設備等処分承認（不承認）通知書（第10号様式）により補助事業者に通知するものとする。
- 6 取得財産の処分に係る承認基準、財産処分納付金の額、その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知）に準ずるものとする。
- 7 市長は、補助事業者が取得財産を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）補助金の交付の条件に違反したとき
- （2）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- （3）前条の規定に違反して取得財産を処分したとき
- （4）前3号に掲げるもののほか市長が取り消す必要があると認めるとき

- 2 市長は、前項の規定により交付決定の取消しをしたときは、新居浜市事業者向け太陽光発電設備導入補助事業補助金交付決定取消通知書（第11号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、既に補助金を交付した場合において、前条の規定による取消しをしたときは、新居浜市事業者向け太陽光発電設備導入補助事業補助金返還命令書（第12号様式）により、当該取消しに係る部分に関し、期限を付して返還を命ずるものとする。

（調査等）

第15条 市長は、補助事業の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて現地調査を行うことができる。

2 市長は、補助事業者に対して、必要に応じて事業の成果を示す情報の提供その他の協力を求めることができる。

（関係書類の保管）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備し、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、取得財産について第12条第3項に規定する期間を経過しないものに係る関係書類については、当該期間を経過するまで保管しなければならない。

2 前項の規定により保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月27日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象設備	交付要件
太陽光発電設備 （自家消費型）	1 次の要件を満たすものとする。 （1）市内の事業所の敷地内に設置するものであること。 （2）太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（kW表示の小 数点以下2桁未満切捨て）が1kW以上の設備であること。

- | | |
|--|--|
| | <p>(3) 商用化され、導入実績があるものであること。</p> <p>(4) 中古設備ではないこと。</p> <p>(5) 既存設備の置換や増設でないこと。</p> <p>(6) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。</p> <p>(7) 補助対象設備について、国、地方公共団体等から補助金等を受けていない又は受ける予定がないこと。</p> <p>(8) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和6年3月1日環地域事発第2403011号。以下「国実施要領」という。）に定める交付要件を満たすこと。</p> |
|--|--|